鶴岡市立大泉小学校「いじめ防止基本方針」

令和２年１月改訂　令和７年４月年度改訂

この方針は、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第１３条により、山形県及び鶴岡市のいじめ防止基本方針に基づき、鶴岡市立大泉小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止を目的に策定したものである。平成２９年３月に国のいじめ防止基本方針（国基本方針）が改訂されたことを受け、鶴岡市でも平成３１年２月に鶴岡市いじめ基本方針（市基本方針）が改訂され、改訂された市基本方針は、「いじめ防止等のための取組」についての内容を網羅したものになっている。そこで、本校でも、市基本方針に沿った形で改訂をおこなった。

Ⅰ　いじめ問題に対する基本的な考え方

１　いじめの定義と基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。　**（いじめ防止対策推進法２条）**

＜いじめの定義の確認＞　「山形県いじめ防止基本方針」より（平成 29 年 11 月改定）

①　けんかやふざけ合いであっても児童生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。
②　好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当する。ただし、いじめという言葉を使わずに、柔軟に対応することも可能。

＜いじめの解消＞（少なくとも、次のＡとＢの要件を満たす必要がある。）

Ａ　「いじめに係る行為が止んでいること」　被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること（少なくとも３ヶ月以上）。
Ｂ　「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的に判断することなく、原則的には、いじめられた児童の立場に立って判断する。「いじめ」に対しては「どの子にも、どの学級にも起こりえる」「だれもが被害者にも加害者にもなりうる」という危機感を持たなければならない。子ども達には、いじめは決して許されるものではないことを常に意識させ、そして決していじめの傍観者になることなく、自分なりの行動を起こせるような思いを持たせたい。そのためにも教師は常に児童理解に努め、保護者・地域との信頼関係を築き情報を入手し、いかなる場合にもいじめの兆候と発生を見逃さないように努めるものである。

また、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に、具体的ないじめの態様として、次のようなものが記されている。

ア　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
イ　仲間はずれ、集団による無視をされる。
ウ　軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

エ　ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

オ　金品をたかられる。

カ　金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

キ　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

ク　パソコンや携帯電話で、誹謗中傷等の嫌なことをされる。 など

２　関係者の役割・基本姿勢

（１） 学校及び教職員の役割と基本姿勢

① 国の基本方針、山形県いじめ防止基本方針及び鶴岡市いじめ防止基本方針を参考にし、本校としてどのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「大泉小学校いじめ防止基本方針」として定めるものとする。（以下、「学校基本方針」という）

ア　本校において、学校基本方針を定めるにあたり、いじめの未然防止、早期発見、認知した場合の対応、関係機関との連携等について、具体的に対応策を示すと同時に、いじめを原因とする不登校の問題やインターネットやメールを介して起こる問題など、いじめに付随して起こり得る問題の未然防止策や対応策についても検討を行う。

イ　いじめの当事者となり得る児童に対して、よりよい人間関係の在り方やいじめの根絶に取り組む意識を構築するためにも、学校基本方針の策定に児童の考えや意志が反映されるように努める。さらには、問題が発生した場合の解決に向けた対応や取組においては、保護者を始め地域関係者からの協力を得ることが考えられるため、ＰＴＡ組織の考えや意志を反映させた方針を策定する。

ウ　策定した学校基本方針は、定期的に児童の実態やＰＴＡ及び学区民の意見をもとに総点検を行い、改善を図るものとする。

② わかる・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、誰もが、安心して、豊かに生活できる学校づくりに努める。

③ いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得ることを強く強調し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域、関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。

④ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、管理職のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

⑤ 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、本校組織をあげて一人一人の状況の把握に努める。

⑥ 教職員は、児童が主体となっていじめのない学校をつくろうとする意識を育むため、児童が発達段階に応じていじめを防止する取組ができるよう指導・支援する。

⑦ いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

（２） 保護者の役割・基本姿勢

① 常に子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め、子どもが安心して過ごせるよう愛情をもって育む。

② どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害などの悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。

③ いじめが許されない行為であることを十分認識し、いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもにしっかりと理解させるとともに、いじめの防止等の取組を学校と連携して進める。

④ いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われる時は速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

（３） 子どもたちの役割・基本姿勢

① 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない関係づくりに努める。

② 周囲にいじめがあると思われる時は、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

（４） 地域住民の役割

① いじめ防止等のための対策は、社会総がかりで取り組むべきものであり、地域住民においてもその対策においては、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識する。

② 関係者との連携の下、いじめ問題を克服することを目指すように努める。

３ いじめ問題等への組織的対応

（１） 学校いじめ防止対策委員会（通称：「いじめ防止委員会」で校内における実効的組織）

① 組織・構成

ア 校内のいじめ防止等の中核となる組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。

イ 「いじめ防止対策委員会」は、校長が主宰する。

ウ 「いじめ防止対策委員会」の構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーターとし、必要に応じて当該学年主任・学級担任等の関係者を加える。さらに、外部関係者としてスクールカウンセラーを加えて組織する。

② 役割

ア 校内における実効的な組織である。（日常的な関係者の会議）

イ 日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に対応するための組織として位置づける。

ウ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる。

エ いじめの相談・通報の窓口となる。

オ いじめの疑いや問題行動等に係る情報の収集と記録及び共有を行う。

カ いじめを察知した場合に、関係児童に対する事実関係を聴取する。

キ 指導や支援の体制・対応方針を決定する。

ク 保護者との連携等の対応を組織的に実施する。

ケ 学校基本方針に基づく取組についてＰＤＣＡサイクルで検証を行う。

（２） 学校いじめ問題対応委員会（通称：「いじめ対応委員会」）

この組織については、鶴岡市教育委員会と協議の上、（１）の組織に加え、鶴岡市いじめ問題対応委員会より必要な人員の派遣を受け設置する。

４　関係機関との連携

（１）　教育委員会との連携

○　情報の共有化と具体的な指導・助言

○　いじめ問題への対応策や取組に対する研修会等の開催情報や講師派遣の依頼。

（２）　警察署、児童相談所、医療機関、心理や法律の専門家等との連携

○　平素から関係機関の担当者との窓口交換など情報共有体制を構築しておく。

（３）　第一ブロック内小中学校との連携

○　いじめに係る事実の提供や情報収集をきめ細かく行い、連携の充実を図る。

Ⅱ いじめ防止等の基本的な取組

１　未然防止の取組

（１）　児童理解に基づくきめ細かな教育の推進

①　児童理解の努力と工夫 児童理解のために下記のことについて努力・工夫する。

ア　毎月定期的に児童理解研を設定し，児童の情報について全職員で共有し，指導に当たることができる体制をつくる。

イ　日常的な会話や観察の他に児童の気持ちの変化を捉えられるよう、学校組織として定期的なアンケート調査、個人面談、生活記録や日記等の手法を取り入れていく。

ウ　児童一人一人の状態や学級・学校全体のようすを把握し、よりよい学級集団づくりや学校づくりを進めるため、学校生活における意欲や満足度の調査を行うＱ－Ｕ の活用を図る。

エ　保護者や地域にいじめに関する情報を発信すると同時に、児童の気になる様子等について情報や相談をいただく窓口を周知し、学校外における児童の状況把握等に努める。

オ　鶴岡市教育委員会や、ＰＴＡ、地域等と連携し、学校ネットパトロールを実施し、児童にも周知することでネット上のいじめの抑止力につなげる。

カ　気になる児童の情報等については担任等が一人で抱え込むことなく、校長のリーダーシップのもと、学校・学年など組織として対応できる体制を整えておく。

キ　管理職をはじめ、教職員の「危機管理能力」を高める研修を通して、資質・能力を高める。個々の児童理解に基づいた適切な指導・支援を学校の教育活動全体を通じて組織的に行うことで、児童一人一人が安全に安心して過ごせる学校づくりを推進する。

②　個々の児童の人間関係を踏まえた児童理解と学級指導の充実

日常の行動観察や生活記録、Ｑ－Ｕやアンケート調査等の結果から把握した児童の実態を総合的に分析し、一人一人の気持ちの有り様をきめ細かく捉えていく。また、その背景となることを理解するために必要な事柄を学校組織として共有し、適切な指導・支援に結びつけることで、一人一人の心の安定、学級内の児童が安心して過ごせる学級づくりを推進する。さらに、児童一人一人がお互いの良さを認め合い、互いに信頼しあって生活できる集団づくりやコミュニケー

ション能力の育成を、学校の教育活動全体を通じて行うことにより、いじめの未然防止につなげることができる人間関係を構築していく。

（２） 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

児童の豊かな情操と道徳心を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが、 いじめの防止につながることを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の推進を図る。また、道徳教育の要となる道徳の時間においては、「道徳ノート」や「鶴岡市子ども像指導資料集」、「親子で楽しむ庄内論語」、山形県道徳読み物資料集「いのちを見つめる」等を活用し、特に生命尊重や思いやりの気持ちを育み、望ましい人間関係を実現しようとする道徳的実践力を高めていく。

（３） 縦割り活動と鶴岡養護学校との交流学習による自己有用感、自己肯定感の育成

① 泉班（縦割り班）による清掃活動や毎週１回のいきいきタイム（昼休みの活動）などの異学年交流、全校縦割り活動等を通し、児童の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめ問題の未然防止に努める。

② 鶴岡養護学校との交流活動を大切にして、「他者とのかかわり方」を学び、共に生きるという心を豊かにする。

（４） 学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進

① 系統的な「いのち」の教育の実践　本校の教育活動全体を通じて、「かけがえのない生命の尊さ」と「人と人のかかわり」や「自らの生き方」の理解につながる教育活動を推進する。

② 家庭における「いのち」の教育の実践　各家庭においては、親子の温かいかかわりを通じて「愛されている」「認められている」等、児童の自尊感情を高めるとともに、身近な動植物とのふれあいから子どもの発達段階に応じ、生命の尊さについて理解が進むよう働きかけていく。

③ 地域における「いのち」の教育の実践　各地域においては、各家庭・学校との連携・協働を推進し、様々な交流活動等の充実により、自他を尊重する思いやりの心を育てるとともに「人とかかわる楽しさ」や「人のために役立つ喜び」を実感させる。また、各地域における子どもの見守り活動等を通じ、子どもたちが安全に、安心して生活できる地域づくりを、各家庭・学校とともに推進していく。

（５） 児童会の主体的な活動の推進

いじめは大人の見えない子どもの世界で起きており、児童が一丸となって「いじめをしない、させない、許さない」学校を創っていくことが必要である。「いじめは人間として許されない行為である」「いじめを見て見ぬふりをすることもいじめを助長することにつながる」等、児童へのいじめに対する理解を深めるとともに、いじめの防止等に資する児童の自主的な企画及び運営による活動を促進するようはたらきかけていく。児童会の活動において、挨拶や言葉遣い（あったかことばの励行）、時間の遵守など、校内生活の決まりや心得の大切さを子どもたちが共有し高め合う集団づくりに努め、児童の自己有用感や自己肯定感を育てる教育の推進を図る。児童による自発的ないじめ防止の取り組みを促すため、児童の自主的な企画、運営による多様な活動を促進する。

（６） 教員等の資質能力の向上

① 生徒指導に関わる資質・能力の向上

生徒指導を十分に機能させるため、自己存在感を与え、共感的人間関係を育成し、自己決定の

場を与え、自己の可能性の開発を援助することに留意した指導を学校の教育活動全体を通じて行う。また、個々の児童への配慮等、深い児童理解に基づく指導・支援等を行う。その中で、児童の人間関係を慎重に見抜く危機意識、すなわち「いじめの芽」に気づく洞察力を高め、発覚したいじめについて確実に解消していくため「いじめの根っこ」を改善する指導の在り方や、いじめの未然防止に向けた学級経営等について、校内外における研修機会等を設定し、教職員の資質向上に取り組む。

② 特別支援教育、生徒指導に係る研修会への参加

通常学級に在籍し、学習障がいや注意欠陥多動性障がい、あるいは自閉症スペクトラム障がいが疑われる児童の割合が年々増加の傾向にある。こうした障がいの特性により、人間関係の構築の困難さやこだわりの強さなどによるトラブルが発生する場合がある。それが、いじめなどの問題の原因となり集団や対人に対する不適応や不登校等の問題に発展することが心配される。こうした状況にあって、児童に対する適切な対応や支援・指導が必要であり、それに応じた教員の資質・能力の向上が求められている。 障がいの特性に応じた対応ができる人材を育成するため、鶴岡市の特別支援教育コーディネーター講座や研修会等に計画的に職員を派遣する。

（７） ＰＴＡ組織を生かした取組の推進

① 学校・家庭・地域の連携の推進

学校・家庭・地域のそれぞれに関わるＰＴＡは、家庭内はもとより、地域において児童の健全育成のための関係団体の中核となり、きめ細かく児童を見守ることができる立場にある。 また、保護者同士のネットワークを活用していじめに関する情報の収集に努め、得られた情報は速やかに学校に伝達するなど、保護者と学校が情報を共有しながらいじめ防止に努めていく。

② 家庭教育での取組

保護者は子の教育について第一義的な責任を有するものであり、家庭教育の中で児童の規範意識を養い、いじめは決して許されないことであることを児童の意識に植え付ける必要がある。ＰＴＡ組織を通して、教育の原点である家庭教育についての保護者の意識啓発を図るとともに研修機会を充実させていく。

③ 学校とＰＴＡが連携したネットトラブルに対する取組

各学校において、ＰＴＡや関係機関と連携の上、携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール利用に関する研修会を開催するなど、インターネットを通じて行われるいじめやトラブルを防ぐための児童への情報モラル教育の充実を図るほか、家庭におけるルールづくり等の取組の重要性など、保護者への啓発の推進に努める。

２ いじめの早期発見の取組

（１） 早期発見のための基本的な考え方

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという認識のもと、いじめの早期発見に全職員が組織的に取り組んでいく。いじめは教職員の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、「いじめはある」という目で観察し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめの早期

発見に努める。 そのために、本校においては次の組織的な対応を可能とする体制を事前に整備しておくこととする。

① 見えるいじめを見逃さない努力と工夫

いじめには遊びやふざけあいを装って、言葉による攻撃や軽くたたいたり蹴ったり等の暴言・暴力等を伴って行われる比較的目にみえやすいいじめがある。こういった目に見えるいじめ、もしくはいじめの芽と思われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。さらに、いじめられている児童の話をよく聴くことが重要である。その際、いじめられていることを否定することもあることを忘れてはならない。加害児童とのこれまでの人間関係を洗い出し、被害児童の心情に寄り添って傾聴していくことが重要である。

② 見えにくいいじめに気付く努力と工夫

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、インターネット上で行われたりするなど、大人が気付きにくい形で行われることを認識しなければならない。本校においては、いじめられている児童の発するサインがたとえ小さくても、いじめではないかとの疑いをもって、いじめられた児童の心に寄り添いながら声をかけ、児童の人間関係をつぶさに把握しながら積極的に確認していく。また、教職員は早い段階から複数で関わり、いじめと疑われる行為を見て見ぬふりをして軽視することは絶対にあってはならない。

③ いじめの早期発見のための対応と取組

その１ いじめに対する認識　・いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得る問題

その２ いじめを許さない学校と学級づくり　・子どもと保護者に対し姿勢を明確に示す。

その３ 組織的な校内巡視の実施　・職員による子どもを見守る時間の確保

その４ 児童会を中心とした自主的な取組　・運営委員会を中心に大泉っ子委員会への呼びかけ

その５ 実態把握のためのアンケート等の実施

（２） 早期発見のための具体的な組織的対応の推進

① 学校教職員の情報ネットワークの強化

〇 いじめの芽を発見した際には、その情報を即座に校内組織に報告。全職員で情報の共有

〇 いじめに関わる児童の言動を複数の教職員の目で確認し、未然防止や早期発見につなげる。

〇 いじめ発見のチェックリスト等の活用。状況把握に努める。

〇 気になる状況については担任が一人で抱え込むことなく、校内組織に必ず報告・相談。組織的な対応を行う。

② 児童や保護者が相談しやすい環境づくり

〇 連絡帳の活用

教職員と児童・家庭との間で日常的に行われている連絡帳等を活用し、交友関係や悩みを把握する。

〇 定期的ないじめの実態を把握するアンケートの実施

定期的ないじめ実態を把握するアンケートにより、児童の声を積極的に拾い上げる。

〇 相談窓口の設置と周知

児童及びその保護者に、学校の相談窓口の他、県教育委員会の相談ダイヤル・メール相談窓口、鶴岡市教育委員会や鶴岡市教育センターの相談窓口等、いつでも誰でも相談できる窓口が

あることを周知する。

３　いじめ発生の場合の適切な対応

（１） いじめ対応の基本的な流れ

① 冒頭に記したいじめの定義に該当、またはいじめと疑われる行為を発見した場合、その場で速やかにその行為を止める。

② 児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、誠意をもって傾聴する。

③ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりをもつ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

④ 相談や訴えを受けた教職員は［いじめ防止対策委員会］に直ちに報告し、全校職員で情報を共有する。

以下、次のフローで進む。

【いじめの認知】→　○「学校いじめ防止対策委員会」を招集
↓　○いじめられた児童を徹底して守る
↓　○見守る体制を整備する（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）
【正確な実態把握】　○当事者、周りの児童から聞き取り、記録する
↓　○個別に聴取する。
↓　○関係教職員と情報を共有し正確に把握する
↓　○一つの事象にとらわれず、いじめの全体を把握する
【指導方針】　○指導のねらいを明確にする
↓　○全教職員の理解を図る
↓　○対応する教職員の役割分担を考える
↓　○教育委員会、関係機関との連携を図る
【児童への指導・支援】
↓　○いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く
↓　○いじめた児童に相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で、いじめは許されない行為であることを意識させる
【保護者との連携】
↓　○直接会って、具体的な対策を話す
↓　○協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
【今後の対応】　○継続的に指導や支援を行う
○カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる
○心の教育の充実を図り誰もが大切にされる学級経営を行う。

（２） いじめ発見時の緊急対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的に対応する。「いじめ防止対策委員会」では、いじめを受けている児童やいじめを報告してきた児童を守り抜くことを第一とし、速やかにいじめの正確な事実確認を行い、情報を共有するとともに、校長のリーダーシップのもと、指導体制や指導方針を決定する。なお、いじめ

られた児童から事実関係の聴取を行う際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、いじめられた児童の自尊感情を損なわないよう留意する。また、児童の個人情報の取り扱いなど、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。

【把握すべき情報】→児童の個人情報は取り扱いに十分配慮を

〇誰が誰をいじめているのか？《被害者と加害者の確認・人数等》

〇いつどこで起こったのか？《時間と場所の確認》

〇どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？《態様と内容》

〇いじめのきっかけは何か？《背景と要因》

（３） いじめと認知した場合の対応

① いじめられた児童及びその保護者への対応と支援

ａ いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝える。

ｂ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。

ｃ いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。

ｄ 事態の状況に応じて、複数の教職員で当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

ｅ いじめられた児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意する。

ｆ いじめられた児童にとって信頼できる人（家族、親しい友だちや教職員、スクールカウンセラー等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

ｇ いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導する。また、状況に応じて鶴岡市教育委員会と連携しながら 出席停止制度を活用したりいじめられた児童または保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応も検討したりし、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

ｈ いじめが解決したと思われる場合でも継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

② いじめた児童への指導及びその保護者への助言

ａ いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、 学校は「いじめ防止対策委員会」を開催し、その後の解決方策の方向性を定める。また、生きる力育成部会と当該学年担任団が連携し、組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。また、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得る。

ｂ 事実確認後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえで、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

ｃ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

ｅ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、

特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

ｆ　いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける等の児童理解に努め、いじめの行為は絶対やってはならないこととして否定するが、その児童の人格や存在そのものは否定しない。 当該児童の安心・安全，人格の発達に配慮する。

ｇ　いじめた児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意する。

③　いじめが起きた集団への指導

ａ　いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせる。

ｂ　たとえ、いじめを止める勇気はなくても、知らせる勇気を持つよう指導する。

ｃ　はやしたてる等、同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを強く指導する。

ｄ　いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を捉え、重ねて指導する

④　ネット上のいじめへの対応

ａ　授業や学校行事、児童会活動等を通して、主体的に正しい行動をするスキルを身に付けるデジタル・シティズンシップ教育の充実を図り、正しい判断のもと、「マナーを守って使う」「考えられるリスクを知り、快適に利用する」など適切な指導に努める。また、保護者においてもこれらについての理解を求め、各家庭での約束事を話し合うようにしていく。

ｂ　インターネット上の不適切な書き込みで名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合は、被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して速やかに削除を求める等必要な措置を講じる。必要に応じて、山形地方法務局鶴岡支局の協力を得る。

ｃ　児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに鶴岡警察署に通報し、援助を求める。

ｄ　ネット上の誹謗・中傷の削除の流れ

→書き込み内容の確認　掲示版のアドレスを記録　書き込みをプリントアウト等

→掲示板の管理人に削除依頼

→掲示板のプロバイダに削除依頼

→削除依頼メールの再確認・警察に相談・法務局・地方法務局に相談

→削除を確認・児童生徒，保護者等への説明

Ⅲ 重大事態への対処

１　重大事態の定義

①　いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

【●自殺を図る、●身体に重大な傷害を負う、●金品等に重大な被害を被る、●精神性の疾患を発症する】

②　いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間３０日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合，重大事態が発生

したものとして報告・調査にあたるが,「不登校重大事態」についてや、該当する疑いがある事案については、学校だけで判断することなく、設置者に対し相談し、慎重かつ丁寧に判断する。

２　重大事態への対処

①　重大事態が発生したと判断した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

②　教育委員会と協議の上、「いじめ対応委員会」を設置する。

③　上記委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに関係機関との連携を適切に図る。

④　調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置を行う。

⑤　上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

⑥　情報の共有及び提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮し、関係者の個人情報にも十分な配慮を行う。

３　調査結果の報告

①　調査内容は逐次、鶴岡市教育委員会へ報告し、指導助言を得る。調査結果の最終報告は、文書をもって報告する。

②　調査により明らかになった事実関係と学校がどのように対応したかについて、いじめを受けた児童やその保護者に対し丁寧に説明する。学校として管理上の責任等があった場合は誠意をもって謝罪する。

③　在校生及び保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

④　報道機関への情報提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、校長または教頭が適切に提供する。

Ⅳ　いじめ防止に係る年間計画

１　基本的な考え方

未然防止・再発防止の取組は、組織的・計画的に実施し、ＰＤＣＡサイクルを機能させ、システムを更新させていくことが重要である。具体的には、年度始めにいじめ対策委員会が取組の方向を定め、生きる力育成部が具体的計画を立案し、実施する。課題についてはその都度、「いじめ防止委員会」 が改善方向を定め、生きる力育成部が具体的対応策を立て課題解決に向かう。

２　年間計画

（１） 教育相談体制と活動計画等

４月　児童理解研修会　前年度からの継続対応のいじめ事案の確認と対策
　　全職員でのいじめに対する対応確認

５月　児童理解研修会　５月の状況と６月の対応　保護者教育相談週間
　　心のアンケート①　Q－U アンケート①　保護者面談

６月　児童理解研修会　６月の状況と７月の対応(保護者面談を受けて)
いじめアンケート調査①（事案への対応）
７月　児童理解研修会　１学期の状況と２学期の対策　Q－U 活用研修①
９月　児童理解研修会　９月の状況と１０月の対策　心のアンケート②　保護者面談
１０月　児童理解研修会　１０月の状況と１１月の対策
１１月　児童理解研修会　１１月の状況と１２月の対策　いじめアンケート調査②（事案への対応）
保護者教育相談週間　Q－U アンケート②
１２月　児童理解研修会　２学期の状況と３学期の対策　Q－U 活用研修②
１月　児童理解研修会　１月の状況と２月の対策　心のアンケート③
２月　児童理解研修会　２月の状況と３月の対策　保護者面談
３月　児童理解研修会　個別事案の把握　次年度継続事案確認

（２） 生徒指導体制と活動計画等

○ 生きる力育成部を中心に、年間計画に沿った指導、活動を行うことにより、児童の現状に合わせて指導を行う。

○ 登下校指導、学区内コンビニ等からの情報調査（年間 2 回)、地域懇談会などを通して、問題行動やいじめの温床となるような状況が見られないか把握する。

Ⅴ　学校評価と教員評価

１　学校評価

① 学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、以下の項目を参考に、児童や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえその改善に取り組む。

・ 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画を明確にしているか。
・ 日頃より、いじめの実態把握に努め、児童が発する危険信号等を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めているか。それら各学級の状況を学校組織として共有できているか。
・ 各学校のいじめ防止基本方針や取組について、保護者や地域と共有し、理解や協力を得ているか。
・ いじめが生じた際に、学校全体で組織的に迅速に対応する体制が整備されているか。

② いじめの防止等の対策のための組織は、学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかの点検や、いじめの対処がうまくいっていないケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめ防止の取組についてＰＤＣＡサイクルで検証を行う。

２　教員評価

① いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日頃からの児童の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等をしているかどうか評

価する。

② 学級の実態に基づく評価結果を踏まえ、その改善に取り組んでいるかどうか評価する。

Ⅵ その他

１ 基本方針の見直しに関すること

基本方針は、実情に合わせて毎年見直し点検を行い、必要な改善を行うものとする。

２ 基本方針の周知に関する事

基本方針は、学校ホームページにおいて公開し、周知する。また、基本方針の内容は、入学時・各年度の開始時に児童と保護者等に説明する。